

平成26年 3 月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成26年 3 月 20 日 開会

平成26年 3 月 20 日 閉会

宮古地区広域行政組合

平成 26 年 3 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 員 全 員 協 議 会

平成 26 年 3 月 20 日（木曜日）

午前 11 時 10 分開議

議 事 日 程

1 報告事項

- (1) 議会運営委員会審議結果の報告について
- (2) 長寿命化計画の概要について
- (3) 宮古地区広域行政組合消防救急デジタル無線工事の完成について

2 協議事項

- (1) 宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項の指定について
- (2) 宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びにその他特別職の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例
- (4) 宮古地区広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例

3 その他

出席議員（１０名）

2 番	内 舘	勝 則 君	3 番	畠 山	直 人 君
4 番	黒 沢	一 成 君	5 番	中 嶋	榮 君
6 番	工 藤	小百合 君	7 番	野 舘	泰 喜 君
9 番	松 本	尚 美 君	1 1 番	山 崎	泰 昌 君
1 2 番	小松山	久 男 君	1 3 番	茂 市	敏 之 君

欠席議員（３名）

1 番	坂 本	昇 君	8 番	宮 森	鋭 幸 君
1 0 番	坂 本	正 君			

説明のための出席者

事 務 局 長	田 崎 義 孝 君
総 務 課 長	岩 田 直 司 君
施 設 課 長	鈴 木 登 志 美 君
消 防 長	野 沢 浩 二 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	及 川 誠 君
総 務 課 長	外 舘 義 博 君

◎開 会

○議長（茂市敏之君） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（茂市敏之君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

内館議会運営委員長。

○議会運営委員長（内館勝則君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会での審議結果を報告いたします。

議事日程でございますが、初めに、議長が開会宣言を行います。

次に、諸報告として監査委員からの平成25年度定期監査及び例月現金出納検査の結果について、その写しをもって報告するものです。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は、6番、工藤小百合議員、7番、野館泰喜議員にお願いいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は3月20日の1日間ということで、本会議に諮って会期を決定します。

日程第3の予算大綱説明ですが、管理者が議長の許可を得て説明します。

なお、一般質問はございませんでした。

日程第4で、議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

日程第5で、議案第2号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

日程第6で、議案第3号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

日程第7で、議案第4号 宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びにその他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第8で、議案第5号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第9で、議案第6号 宮古地区広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例を議題といたします。

日程第10で、発議案第1号 宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項の指定についてを議題といたします。なお、本件については、私が提案者となって、副議長を除く議会運営委員の連名によって発議案を議長に提出いたします。

日程第11で、委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（茂市敏之君） 議会運営委員長の報告がありましたが、これについてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎長寿命化計画の概要について

○議長（茂市敏之君） 次に、長寿命化の計画の概要について、事務局の説明を求めます。
田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 資料のナンバー6をごらんいただきたいと思います。宮古清掃センター、ごみ焼却施設でございます。それから、宮古衛生処理センター、し尿処理施設でございます。これの長寿命化計画についてご説明いたします。

初めに、資料にはございませんが、長寿命化計画策定に至る経緯について説明をいたします。

当組合では平成24年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、一般廃棄物の処理の現状と課題、廃棄物の減量に向けた施策等を示しているところでございます。この中で、施設の整備の基本的な考え方として、国の交付金の活用、それから温室効果ガスの低減に配慮した施設整備を計画的に行うとしております。また、平成25年1月には、一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定し、ごみ焼却施設及びし尿処理施設の整備に当たっては、新設によらず、既存施設の基幹的設備改良により行うこととしております。これらの方針につきましては、本議会にも説明し、了承をいただいているところでございます。

これらを受け、本年度、ごみ焼却施設及びし尿処理施設の具体的整備について、長寿命化計画としてまとめましたのでご説明をさせていただきます。資料の1ページをごらんください。

第1章、長寿命化計画と基幹改良の目的でございます。廃棄物処理施設は施設を構成する設備機器や部材が高温多湿や腐食性の強い環境にあり、加えて、機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、一般的な都市施設と比較して耐用年数が短いとされております。このことから、廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ、日常の適正な運転管理と適切な定期点検、適宜の延命化対策を実施することにより、廃棄物処理施設の稼働年数を伸ばし、処理施設建設費、管理運営費、解体費などの生涯費用、いわゆるライフサイクルコストでございます。これを低減することが長寿命化計画策定の目的でございます。

次に、長寿命化計画の効果でございます。ごみ焼却施設の建設は、自治体、組合にとって20年から25年に一度の大事業であり、建設費の負担のみならず、適地選定や住民理解の形成など、かなり負担を伴う事業である場合も多いことから、従来は20年程度であった稼働年数が長期化されることにより、これらの負担が軽減をされます。

また、設備機器の性能水準が低下する前に、補修や適切な設備更新等により、性能の水準の回復が図られ、稼働期間全体にわたって高い性能水準が保たれることから、安全性と信頼性が向上することにより住民の施設に対する信頼感の確保につながるものでござ

ざいます。

次に、2ページをごらんください。1の3、長寿命化計画でございます。長寿命化計画には、施設保全計画と延命化計画の2つがございます。延命化計画の実施内容は、基幹改良工事と延命化工事の2つの工事で構成されます。

1の3の1、施設保全計画は、施設の性能を長期に維持していくために、設備機器に対し適切な保全方式及び管理基準を定め、定期的に補修等の整備を行って、更新周期の延伸を図っていくものでございます。

3ページをごらんください。1の3の2、延命化計画でございます。施設の性能を長期にわたり維持するために、保全計画の運用に努めることが重要であります。それでもなお生ずる性能低下に対して重要となる基幹的設備、機器等の更新等、整備が必要となってまいります。この更新等を適切な時期に計画的に行うことを延命化計画といいます。

1の3の3、基幹的設備改良でございます。燃焼設備、排ガス冷却設備、排ガス処理設備など、ごみ焼却施設を構成する重要な機器について、おおむね10年から15年ごとに実施する大規模な改良工事をいいます。省エネの向上など、二酸化炭素削減に資する機能向上が認められれば、国の循環型社会形成推進交付金の対象となってまいります。

1の3の4、延命化工事でございます。延命化工事は基幹的設備改良工事に合わせて実施する関連工事で、耐用年数や老朽化の状況、製造中止などによる部品調達の困難性などを考慮し実施するもので、二酸化炭素削減に資する機能向上が認められない事業をいいます。

4ページをごらんください。第2章、宮古清掃センター長寿命化計画、2の1、施設の概要でございます。ご案内のとおり、宮古清掃センターは平成6年7月に竣工した施設で、2炉あり、合計で1日当たり186トンの処理能力を持つ連続燃焼式焼却炉でございます。平成11年4月からは施設内に併設された污泥混焼施設を稼働させ、管内市町村の公共下水道や本組合のし尿処理施設から発生する污泥を処理しております。

5ページをごらんください。2の2、施設保全計画の立案、運用でございます。長寿命化を進めるに当たって、延命化工事、基幹改良工事を行うための各機器の評価が必要となりますが、その手法を記述しております。施設は多種多様な設備機器から構成されており、1炉100点以上の設備機器があり、維持管理データ収集も精密機械による測定など高度な技術が必要となるものが多くなっております。このことから、施設の効率的な長寿命化を図るために重要な設備、機器を選定した上で、重要度、表の2-2でござい、それから、健全度、表の2の3でござい、この判断基準に基づき評価を行っております。この評価の結果、重要度A、または健全度1及び2を主要な設備として、保全方式や管理基準を設定するとともに、整備スケジュールを計画しております。

6ページをごらんください。2の3、延命化計画、2の3の1、延命化への対応、(1)延命化工事の内容でございます。ただいまの健全度の評価を行った結果、健全度1及び2の設備機器を中心に、既に耐用年数以上経過し、老朽化が進み、部品の製造中止及び今後の供給が困難となる設備機器について、更新及び改修を実施することとしております。延命化の対象工事の内容は、表2の4のとおりでござい。

7 ページをごらんください。（２）基幹改良工事の内容でございます。基幹改良工事として、健全度 1 及び 2 の設備機器を中心に、二酸化炭素削減に寄与するものとして、機器の更新やインバータ化等を実施いたします。これら基幹改良工事は、先ほど申し上げましたとおり、国の循環型社会形成推進交付金の対象事業となるものでございます。基幹改良工事の内容は、表 2 の 5 のとおりでございます。

次に、8 ページをごらんください。延命化工事、基幹改良工事及び両方に共通する工事を、平成 27 年度、平成 28 年度の 2 カ年で行いますが、各工事の施工年度を、表 2 の 6 に工事スケジュール、9 ページの表 2 の 7 に機器別スケジュールとして記載をしております。

次に、10 ページをごらんください。2 の 3 の 2、延命化の効果でございます。清掃センターの老朽化に伴う工事につきましては、ただいまご説明したように、長寿命化計画に基づき、延命化工事、基幹改良工事を行うものでございますが、この方式と全て新設工事を行った場合の比較でございます。施設の整備費用、点検補修費などのコストを比較したものが表の 2 の 8 でございます。検討期間を平成 26 年度から平成 43 年度までの 18 年間を対象期間として比較いたしますと、残存価値控除後で延命化する場合が 35 億 6,124 万 7,000 円、全て新設する場合が 57 億 9,152 万 4,000 円で、延命化の場合は 22 億 3,027 万 7,000 円、コストが有利になるものでございます。

11 ページをごらんください。2 の 3 の 3、延命化対策による二酸化炭素排出量削減効果でございます。ごみ焼却施設はごみの燃焼、稼動に伴う電力、燃料等の消費による二酸化炭素等の温室効果ガスを発生しております。本計画では老朽化の著しい機器の更新と合わせ、機器設備類の効率化やインバータ化による省エネルギー化を図ってまいります。このことにより、延命化前の二酸化炭素の排出量より、少なくとも 3 % 以上削減するものと見込んでおります。

12 ページの表の 2 の 9、工事内容及び工事費の表の一番下、右側に合計欄がございます。工事費は、概算税抜きで基幹改良工事が 14 億 5,480 万円、延命化工事が 10 億 4,520 万円、合計で 25 億円見込んでおります。ただし、この額につきましては 24 年度単価で算出しており、人件費、あるいは資材単価が高騰していることから、平成 26 年度に発注する事業者選定アドバイザー業務の中で精査をし、10 月には工事費等について確定をさせたいと考えております。

次に、13 ページ以降でございます。13 ページ以降は、宮古衛生処理センター、し尿処理施設について記載をしてあります。センターは 2 棟ございますが、このうち昭和 63 年に建設された 1 棟について、清掃センター同様、基幹改良工事及び延命化工事を行ってまいります。

18 ページをごらんいただきたいと思います。延命化した場合と施設を新築した場合のコスト比較では、延命化の場合のコストが 12 億 1,306 万 2,000 円、新築した場合が 23 億 9,103 万 5,000 円で、延命化したほうが 11 億 7,797 万 3,000 円、コストが有利になります。その他、考え方につきましては清掃センターと同様でございますので、詳細は省略いたしますが、事業スケジュールは平成 27 年度に事業者選定アドバイザー業務を委託し、平成 28 年度、29 年度に工事を施工したいと考えています。

それから、この工事による工事費でございますけれども、資料の20ページ、21ページにそれぞれございます。20ページが延命化工事、21ページが基幹改良工事でございますけれども、合計で税抜き7億8,000万円と見込んでおりますが、これも今後の精査により変動するものと考えております。

長寿命化計画につきましては、以上でございます。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明ありましたが、これについて何かご質問ございませんか。これについてよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合消防救急デジタル無線工事の完成について

○議長（茂市敏之君） 次に、宮古地区広域行政組合消防救急デジタル無線工事の完成について、事務局の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） それでは、本組合の消防救急デジタル無線の工事が完成いたしましたので、お手元のパンフレットでご説明をしたいと思います。表紙をおめくりいただきまして、宮古消防署の通信指令室内部でございます。指令台がございしますが、この指令台に無線の設備が接続され、指令装置と連動してございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、上の段が無線システムを構成する機器の写真で、その下が無線の系統図となっております。

それでは、主な装置についてご説明をさせていただきます。一番左上にあるのが指令台と地図検索装置で、この指令台の下にあるのが署所に設置する署所端末装置でございます。この指令台で119番を受信し、出動指令が署所端末装置に送られて画面に発生地点が表示され、印刷された指令書が出て、それを持って現場に出動するといった流れになっております。

署所端末装置の右隣に管理監視制御卓がありますが、これは無線システムの運用状況を監視する装置でございます。その隣が発動発電機でございます。停電時の電源のバックアップ用であり、72時間、約3日間の対応が可能です。

次に、AVM装置というのがありますが、これは車両に積載されているもので、出動指令をかけた場合に、その災害発生地点の位置情報を無線で送り、この画面に発生地点が表示されることとなっております。

次が、車載の無線機と携帯の無線機でございます。

次のV S A T中継装置でございますが、無線の不感地帯において、衛星を利用して災害現場と消防本部との通信を確保するための装置でございます。

次に、下のシステム系統図についてご説明いたします。薄い青色で示している分が宮古、山田、岩泉消防署のシステム系統図で、分署については緑色、山上基地局が黄色、簡易基地局はピンクで、それぞれの無線施設の機器について示しており、各施設を高速イーサネットサービスでつないでおります。

数量につきましては、下のほうに各署ごとに掲げてありますので、あとでござらんになっていただきたいと思います。

次のページにまいりまして、管内の山上基地局と簡易基地局の設置位置とその写真で
ございます。ページの左側の上に大平、その真下到大川簡易基地局、それから地図の一
番下到大槌町と書いてあるところの近くですが、高德基地局、それとそこの右側にいき
まして、船越半島の隣に写真がある、十二神基地局は、アンテナを設置するための鉄塔
を、県や宮古市、岩泉町の施設を借用してございます。現在は試験運用を行っており、
正式な運用開始については4月1日の予定となっております。

最後のページでございますが、管内の地勢とか名所、名産を掲げております。

以上でございます。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご質
問ございませんか。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） この設備について、議会終了後に宮古消防署において、A V M
とかV S A Tの装置のご説明をしたいと思います。

○議長（茂市敏之君） これについてよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項の指定について

○議長（茂市敏之君） 次に、本日の協議案件はお手元に配付されております会議次第の
とおり、4件であります。

まず初めに、宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項の指定について、議会運営
委員長の説明を求めます。

内館議会運営委員長。

○議会運営委員長（内館勝則君） 本件は管理者の専決処分事項の指定、昭和51年3月24
日議決の全部を改正し、次の事項を管理者の専決事項として指定しようとするものです。

1として、工事又は製造の請負契約で議会の議決を経た案件の変更契約について、
1,000万円以内のもの、2の（1）として、自動車損害賠償保障法の規定による保険会
社の填補額並びに和解及び調停に関すること、2の（2）として、公益社団法人全国市
有物件災害共済会が填補した自動車損害共済責任額並びに和解及び調停に関すること、
2の（3）として、公益社団法人全国市有物件災害共済会が填補した道路賠償責任額並
びに和解及び調停に関すること、2の（4）として、2の（1）から2の（3）以外で、
組合の義務に属する損害賠償のうち50万円を超えない損害賠償の額を定めること並びに
和解及び調停に関すること、3として、市町村総合事務組合同規約第2条の変更及び3条
の共同処理する事務のうち、宮古地区広域行政組合にかかわらない事務の変更に関する
こと、以上6つの事項を別紙のとおり指定し、私が提案者となり、副議長を除く議会運
営委員の連名で議員発議として提案したいと思います。

以上でございます。

○議長（茂市敏之君） ただいま議会運営委員長より説明がありましたが、これについて
何かご質問ございませんか。これについてよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びにその他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（茂市敏之君） 次に、宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びにその他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、事務局の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 本日、提案いたします宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びにその他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、資料ナンバー３をごらんください。

本条例は、議会の議員及びその他の特別職の報酬の額を規定しております。今回、その他の特別職について規定を見直そうというものでございます。その他の特別職とは、当組合では、表の右側に記載されておりますように、監査委員、委員長、委員等、嘱託医の４つの職を規定しております。このうち委員長、委員等については、当組合では情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員長及び委員が該当しております。

先ほど長寿命化計画についてご説明いたしましたが、平成26年度に宮古清掃センターの基幹改良工事に先立ち、総合評価落札方式で事業者選定を行うことと考えております。そのための審査委員会を立ち上げる予定としております。

委員会の構成は６名程度とし、このうち２名は学識経験者を招聘したいと考えておりますが、非常に特殊な事業のため、宮古広域圏外からの有識者招聘を考えております。このことから適切な有識者を招聘するため、条例の見直しを行い、表の左側のとおり、委員長、委員等については、法令、又は条例に基づき設置された委員会等と区分するとともに、今回のような専門的知識を必要とする行政需要などに対応するため、上記以外の特別職の職員の区分を設け、報酬の額として予算の範囲内で、日額、月額、又は年額として管理者が定める額と規定するものでございます。

なお、この区分と報酬の額の文言につきましては、宮古市に準じたものとしております。

附則として、この条例案は平成26年４月１日から施行するものでございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問ございませんか。これについてよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

○議長（茂市敏之君） 次に、宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例について、事務局の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） それでは、宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例について、資料ナンバー４でご説明をいたします。

1 ページ目をごらんいただきまして、初めに第 1 の改正の趣旨でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成26年 1 月29日に交付され、それに伴いまして、宮古地区広域行政組合手数料条例について所要の改正をするものでございます。

第 2 の条例案の内容であります。別表中、14、消防法に規定する製造所、貯蔵所、又は取扱所に関する事務のうち、金額を下に示す表のとおり改正するものであります。設置の許可であります。製造所、特定屋外タンク貯蔵所、特定屋外タンク貯蔵所は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除いております。それと、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所、それに一般取扱所を改正するものであります。

完成検査前検査については溶接部検査を、また、保安検査については、特定屋外タンク貯蔵所のうち、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除いたものを改正するものであり、それぞれに示す数量のものを改正するものであり、改定額と現行額を表の右側に示しております。

第 3 の施行期日は、平成26年 4 月 1 日とするものでございます。

2 ページをごらん願います。2 ページ以降につきましては、今回、上程する議案を添付してございます。その中で、改正する別表にも示してございますが、設置の許可に係る改正前と改正後を 2 ページと 3 ページに示してございます。2 ページの最初に示している部分が、製造所の分でございます。その次、2 ページの中ほどから 3 ページの上にかけて示しているのが、特定屋外タンク貯蔵所の分でございます。次に示しているのが、浮き屋根式と浮き蓋付の特定屋外タンク貯蔵所の分、2 カ所の改正となっております。3 ページの下部分は、一般取扱所の改正前と改正後について示しております。

次に、4 ページにまいりまして、上の分から中ほどまでは完成検査前検査分で 2 カ所の改正となっております。

次に、4 ページの中ほどから 5 ページは、保安検査についての改正前と改正後を示しております。なお、当組合管内には該当する施設はございません。

以上でございます。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例

○議長（茂市敏之君） それでは、次に、宮古地区広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例について、事務局の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） それでは、宮古地区広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例について、資料ナンバー 5 でご説明をいたします。

1 ページ目をごらんいただきまして、初めに、第 1 の制定の趣旨でございますが、地域の首主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する

法律が平成25年6月14日に公布され、消防組織法第15条が改正されました。この改正により、消防長及び消防署長の資格は、政令で定める基準を参酌して市町村が条例で定めることとされ、平成25年9月6日に条例の参酌基準となる新しい市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令が交付されました。そのことにより、その政令を参酌し、当組合の実情に照らし合わせて、宮古地区広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例を制定するものでございます。

第2の参酌すべき基準についてご説明いたします。1の消防長の資格基準でございますが、表の左側が国で示した政令基準で、右側が条例案の概要でございます。

(1)は国で示した基準の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職、又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであることについては、下線の消防学校、若しくは消防職員及び消防団員の訓練期間の部分を削除し、当組合の基準とするものでございます。

下線部分を削除した理由でございますが、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関、これは岩手では県の機関である岩手県消防学校だけであり、当組合では単独で訓練機関がなく、また当組合の消防本部組織規則及び消防組織に関する規程で、消防次長、課長、消防署長の職の階級は司令長以上の階級である者でなければならないと定められており、そのようなことから、該当する資格要件を満たす人材が十分に存在するというためでございます。

(2)の消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであることについては、当組合の基準としないものであります。理由については、消防団長は各市町村の消防防災を担う重要な役割を果たしている組織であり、消防団長はその組織の長であるために規定されたものでありますが、当組合においては、この規定によらなくても、常備消防事務従事者として、先ほど申し上げたように、資格要件を満たしている人材が十分に存在するためでございます。

(3)の市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職、その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであることについては、国の基準を準用するものでございます。

理由につきましては、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職は、消防や行政に関する知識及び経験並びに組織の長たる管理能力を有しているものと考えられるためでございます。また、消防長として就任する場合には、消防長としての統率力、責任力、判断能力を発揮するために、消防活動に係る認識及び専門的な知識の習得が特に必要であるので、就任直前か就任直後に消防大学校において実施される教育訓練を受講することとしております。

次に、2の消防署長の資格基準でございますが、(1)の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年（消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じて消防庁長官が定める期間を控除した期間）以上であったものであることにつきましては、下線部分の（消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教

育訓練の課程に応じて消防庁長官が定める期間を控除した期間）の部分を削除し、当組合の基準とするものです。

理由につきましては、国で示す基準では、消防大学校で教育訓練を受けている期間を消防司令の階級に属している期間とみなしており、消防本部で消防司令の階級にあるものは消防本部の課長補佐、それから消防署の副署長、分署長であるため、この規定によらなくても、常備消防事務従事者として資格要件を満たしている人材が十分に存在するためでございます。

2 ページに移っていただきまして、（２）の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に３年以上（消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、３年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除する期間）あったもの（前号に該当する者を除く。）であることにつきましては、当組合の基準としないものでございます。理由につきましては、（１）と同じでございます。

（３）の消防団員として消防事務に従事した者で、消防団の副団長の職、その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に３年以上あったもので、消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであることにつきましては、当組合の基準としないものです。理由については（１）と同じ理由です。

次に、第３の条例案の内容についてでございますが、今ご説明した内容により、当組合として制定する条例案の内容でございます。

１はこの条例案の趣旨でありまして、消防組織法第15条第２項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるとしております。

２は消防長の資格についてであります。（１）は消防職員として消防事務に従事した者の資格を定めているもので、消防職員で消防署長の職、又は消防本部の課長の職、その他これと同等以上と認められる職に１年以上あったものであることとしております。

（２）は市町村の行政事務に従事した者の資格を定めているもので、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職、その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に２年以上あったものであることとしてございます。

３については、消防署長の資格を定めているもので、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に１年以上あったものであることとしてございます。

第４の施行期日は、平成26年４月１日からとしてございます。

３ページをごらんいただきます。今までご説明した内容をもとに、今回、上程する条例案でございます。第１条は、先ほども申し上げましたが、この条例の趣旨を定めたものでございます。第２条は消防長の資格を定めたものでございます。第３条は消防署長の資格を定めたものです。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものでございます。以上です。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明ありましたが、これについて何かご質問ございませんか。

松本議員。

○ 9 番（松本尚美君） さらっと説明を受けたんですが、ちょっと理解ができないという
か、理解をするためにちょっと確認をしたいんですけども、政令を参酌してそれぞれ
で実情に応じた内容とする条例を、それは解る。とすれば、1 ページの 2、消防署長の
資格基準等については、この 3 点については参酌をしない、要するに地域の実情に合わ
せてやる、それは資格を持っている人材がいるということですよ。

○ 議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○ 消防長（野沢浩二君） そのとおりです。

○ 9 番（松本尚美君） とすると、国のほうでこの政令で出した趣旨は、他の地区につい
て、そういった条件を満たさない組織が多く存在するという理解でいいですか。

○ 議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○ 消防長（野沢浩二君） それぞれ地域の実情があると思います。以前は、消防組織法の中
で消防長及び消防署長は政令で定める資格を有する者でなければならないということ
で定められており、今回この改正になった部分は、国で示す内容を参酌して、市町村の
条例で定めなさい、というように組織法が改正になりました。消防長の階級というもの
は、組織の大きさによって、司令長から東京消防庁の消防総監という階級までの段階が
あり、そういったもので、例えば消防司令長が、消防長を務めている団体もございます。
組織の大きさによって違います。そういった意味から、国のほうでは司令補とか、そう
いうものを配慮した、いろいろな日本の中の消防の組織の階級のあり方で、消防長を定
める部分について、いろいろな消防本部の実情を入れて、国のほうでは案をつくってき
たもので、それを地域の実情に応じて、自分たちで決めなさいと。

○ 9 番（松本尚美君） それはわかるんだけど、要するに全国的にそういった、今、
宮古の広域消防と違う実態があるということですか。

○ 消防長（野沢浩二君） 申し訳ありません、それについてはちょっと、岩手ではないん
ですけども、岩手ではございませんが、他県はちょっとわかりません。

○ 議長（茂市敏之君） 松本議員。

○ 9 番（松本尚美君） そうすれば、近い将来も含めて中長期的に、当組合の消防につい
てはそういった心配がないと。ある段階でというか、そうなった段階で政令に基づいて、
また条例改正するということになってしまう。絶対あり得ない、限りなくそういうこと
があり得ないという前提ですか。

○ 議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○ 消防長（野沢浩二君） 説明の中で申し上げましたが、署長の階級である者、その人
数とか、それから消防司令にある階級の者が常にその階級で当組合には配置してござい
ますので、ですから国の基準を参酌しない部分については、該当はすることはないと。

○ 議長（茂市敏之君） 松本議員。

○ 9 番（松本尚美君） 今、現状、該当することがないという部分、私聞いているのは、
将来ともあり得ないという前提でしょうか。

○ 議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○ 消防長（野沢浩二君） 将来についてもあり得ないと。

○ 議長（茂市敏之君） 松本議員。

- 9 番（松本尚美君） それから、2 ページの第 3、条例案の内容の質問の中で、消防長の資格（１）、（２）ですが、同等以上と認められる職、これは例えばどういう職を指すのでしょうか。
- 議長（茂市敏之君） 野沢消防長。
- 消防長（野沢浩二君） 同等以上と、今考えられる職はちょっと当組合に関しては該当する職はないと思いますけれども。
- 議長（茂市敏之君） 松本議員。
- 9 番（松本尚美君） 今現状、該当する職はないということですが、これはここに、こういった内容で入れるということになれば、何らかの職を想定するというふうになるんですけれども、そこは。当組合にはなくて、ほかにある。
- 議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。
- 総務課長（岩田直司君） 今は人事交流はなくなりましたが、例えば宮古市の危機管理監、そういったところから来るような場合が、これに該当するのかと。ちなみに、（２）はまた別の趣旨になってくると思うんですけれども、そういうこともあり得るのかなと、将来はと考えられますが。
- 議長（茂市敏之君） 松本議員。
- 9 番（松本尚美君） 将来はというよりも、危機管理監、宮古市にも設置している危機管理監があるわけですが、それが該当するかどうかというのは明確にしておいたほうがいいというふうに思います。曖昧な解釈ではなくて、どこの部分が該当するのかわかるのをですね、ある程度、推定不可能な部分もあるかもしれませんが、現状の今の構成メンバーでそういったものは想定したほうがいいのではないかと思います。同じことが（２）にもいえると思うんです。
- 議長（茂市敏之君） 野沢消防長。
- 消防長（野沢浩二君） この（２）、市町村の、議員がおっしゃるのは 2 ページの第 3 の（２）のことでしょうか。
- 9 番（松本尚美君） 第 2、要するに第 3 の条例の内容の 2 消防長の資格（１）、（２）。
- 消防長（野沢浩二君） はい。この（２）は実際に行政のほうからきている消防本部も実際にはございます。岩手県内でも。そういった部分で、今の時点では可能性はないと思うんですけれども、将来的にそういう部分も出てくることもあるかもしれないというところとおかしいんですけれども、今の時点では考えられないんですが、この部分は県内の消防本部でも行政職が消防長しているということから、これは入れておいたほうがいいというふうに思って挙げたものでございます。
- 議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。
- 総務課長（岩田直司君） 今、議員が指摘をした、これにこの同等と認めるような職位がある者がつくような場合の基準を明確にしておけというご指摘でしたので、その部分については条例制定後に消防のほうできちんといたします。
- 9 番（松本尚美君） わかりました。
- 議長（茂市敏之君） そのほか、これについてよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎その他

○議長（茂市敏之君） では、その他に入ります。その他に何かございませんか。

事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 事務連絡でございます。先ほど消防長が申し上げましたとおり、本会議終了後、消防救急デジタル無線工事の完成見学会を予定しておりますので、本会議終了後、宮古消防署にお集まり願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎閉 会

○議長（茂市敏之君） 以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 0 時 0 4 分閉会
